

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター 岐阜県ヘルスケア産業イノベーション
推進事業費助成金 交付要綱

(総則)

第1条 公益財団法人岐阜県産業経済振興センター（以下「センター」という。）は、県内のヘルスケア産業（医療・福祉機器、医薬品、健康食品等）の規模拡大を目的とし、同産業における、県内企業の事業拡大・新規参入や、これを促進するためのスタートアップ企業や大学等との連携による新たな価値の創造に資する取り組みを支援するために、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付に関しては、公益財団法人岐阜県産業経済振興センター助成金等交付規程（以下「規程」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「助成事業」とは、次の各号に掲げる医療機器等（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。）の試作品若しくは製品の開発又はこれらの改良、販路開拓など、医療・福祉機器・健康食品分野における事業拡大や当該分野への新規参入を行うための活動（通常の生産活動を除く。）をいう。

- (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「薬機法」という。）第2条第1項に規定する医薬品
- (2) 薬機法第2条第2項に規定する医薬部外品
- (3) 薬機法第2条第4項に規定する医療機器及びこれらの部品、部材、教材等
- (4) 薬機法第2条第9項に規定する再生医療等製品及びこれらの関連資機材
- (5) 医療機関若しくは在宅医療で使用することを目的とした物品等（医療雑貨）
- (6) 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成5年法律第38号）第2条に規定する福祉用具及びこれらに類するもの
- (7) 消費者庁が規定する、特定保健用食品、栄養機能食品、機能性表示食品、特別用途食品及びこれらへの用途が見込まれる原材料
- (8) その他センター理事長（以下「理事長」という。）が適当と認めるもの。

(助成事業者)

第3条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成事業者」という。）は、「岐阜県ヘルスケア産業推進ネットワーク」に登録している者で、かつ次の各号に掲げるいずれかの者とする。

- (1) 県内に本社又は製品を製造する事業所を有する中小企業（中小企業基本法（平成28年法律第58号）第2条第1項各号に該当する会社及び個人）で、医療・機器・健康食品の製品開発や、自社で開発した製品等の販路開拓に積極的に取り組む者
- (2) 県内に本社又は製品を製造する事業所を有する前項以外の企業において、本助成事業の成果が県内中小企業等を牽引する効果があるとセンター理事長（以下「理事長」という。）が認める企業

(欠格事由)

第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、助成事業者となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- (4) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している、個人、又は法人若しくはその他の団体（以下「法人等」という。）
- (5) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し又は雇用している、個人又は法人等
- (6) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は、第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している、個人又は法人等
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している、個人又は法人等
- (8) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している、個人又は法人等
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している、個人又は法人等
- (10) 国税又は地方税を滞納（課税庁が認めた納入計画を立てているものを除く。）している、個人又は法人等。

（助成対象事業）

第5条 助成金交付の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、次の（1）から

（3）のとおりとし、各事業の内容は別表のとおりとする。

- （1）試作開発支援事業
- （2）製品化支援事業
- （3）海外販路開拓支援事業

（助成対象経費等）

第6条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）および助成金の額は、別表のとおりとする。

- 2 助成対象経費は、原則、助成対象事業の実施期間内に発生し、支出した経費とする。ただし第7条2項に規定する承認を得た内容に係る経費は助成対象として認める場合がある。
- 3 国、県等における他の補助金・助成金等の対象となった事業は、本助成事業の対象としない。

(助成対象期間)

第7条 助成対象期間は、交付決定日から助成対象事業の完了（助成対象事業の廃止の承認を受けた場合を含む。）の日又は当該年度の2月15日（2月15日が土曜日または日曜日の場合は、それ以前の直近の金曜日）のいずれか早い日までとする。

- 2 助成対象事業の着手は、助成金の交付決定を受けた後ではない。ただし、事業の性格上緊急性や必要性などやむを得ない事由により、助成金の交付決定前に事業を実施しようとする場合において、事前着手理由書（別記第1号様式の別紙様式2）を理事長に提出し、承認を得たときは、この限りでない。

(助成金の交付申請)

第8条 助成金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

- 2 助成金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 助成金交付申請書の提出期限は、理事長が別に定める。

(審査会の設置)

第9条 理事長は、本事業の実施にあたり、ヘルスケア産業分野に係る技術・市場等の動向に知見を有する者等で構成する審査会を設置する。

- 2 審査会に関する事項については別に定める。

(助成金の交付決定)

第10条 理事長は、第8条の規定により助成金の申請書の提出があったときは、前条第2項の規定による審査委員会の審査の結果を参考にし、予算の範囲内において助成金の交付先および交付額を決定するものとする。

- 2 理事長は、前項の場合において、適正な交付を行うため、必要があるときは、助成金の交付の申請に係る事項に修正を加えて助成金の交付の決定をすることができる。

(助成金の交付の条件)

第11条 助成金の交付決定には、次に掲げる条件を付けるものとする。

- (1) 助成対象事業の内容の変更をする場合（実施する助成事業の目的及び能率に影響を及ぼさない範囲での内容の変更を除く。）は、あらかじめ理事長の承認を受けること。
- (2) 助成対象経費を、その総額の20%を超えて減額する場合は、あらかじめ理事長の承認を受けること。
- (3) 助成対象経費の各区分の相互間において経費の配分を変更する場合（既に計上されている助成対象経費区分の相互間でかつ助成対象経費の総額の20%を超えない配分の変更を除く。）は、あらかじめ理事長の承認を受けること。
- (4) 助成対象事業を中止し、又は廃止する場合においては、あらかじめ理事長の承認を受けること。
- (5) 助成対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成対象事業の遂行が困難になった場合は、速やかに理事長に報告し、その指示を受けること。
- (6) この助成金の交付を受けた経費に対し、重複してセンター及び他の機関の補助金・助成金

等の交付を受けないこと。

2 前項第1号から第4号の規定により理事長の承認を受けようとする場合の申請書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 前項第1号から第3号の承認：事業内容・経費区分変更承認申請書（別記第2号様式）

(2) 前項第4号の承認：事業中止（廃止）承認申請書（別記第3号様式）

（交付決定の通知）

第12条 理事長は、第10条の規定により助成金等の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付けた場合には、その条件を助成金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第13条 助成金の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受理した場合において、当該通知に係る助成金等の交付の決定の内容又はこれに付けられた条件に不服があるときは、通知を受けた日から10日以内に、申請の取り下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（助成事業等の遂行）

第14条 助成事業者等は、助成金等の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に従い、誠意をもって助成事業等を行わなければならない、助成金等を他の用途へ使用してはならない。

（助成対象事業の遂行等の命令）

第15条 理事長は、助成事業者が提出する報告等により、その者の助成対象事業が助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これに従って当該助成対象事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 理事長は、助成事業者が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該助成対象事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

3 理事長は、前項の規定により助成対象事業の遂行の一時停止を命ずる場合においては、助成事業者が当該助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を、理事長の指定する日までに執らないときは、第16条の規定により当該助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（交付決定の取消し）

第16条 理事長は、助成事業者が助成金を他の用途に使用したり、助成金の交付の決定の内容及び条件、その他法令等、又はこれに基づく理事長の処分に違反したときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、助成対象事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用されるものとする。

(助成金の返還)

第17条 理事長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(暴力団の排除)

第18条 第8条の申請があった場合において、当該申請をした者が第4条の規定に該当するときは、理事長は、その者に対して、助成金を交付しないものとする。

2 理事長は、第10条の規定による交付の決定をした後において、当該交付の決定を受けた者が第4条の規定に該当することが明らかになったときは、第16条第1項の規定により助成金の交付の決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に助成金が支払われているときは、理事長は、前条の規定により助成事業者に対し、助成金の返還を命ずるものとする。

(遂行状況報告)

第19条 助成事業者は、理事長から求めがあったときは、その指定する期日までに遂行状況報告書（別記第4号様式）を提出しなければならない。

(実績報告書)

第20条 助成事業者は、助成対象事業完了後、指定する期日までに実績報告書（別記第5号様式）を提出しなければならない。

2 実績報告書には、別記第5号様式において定める書類を添付しなければならない。

3 実績報告書の提出期限は、助成対象事業の完了の日（助成対象事業の廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下この項及び第26条において同じ。）から起算して15日を経過する日又は助成対象事業の完了の日の属する年度の2月15日のいずれか早い日（2月15日が土曜日または日曜日の場合は、それ以前の直近の金曜日）とする。

(助成金の額の確定等)

第21条 理事長は、助成対象事業の完了又は廃止に係る助成対象事業の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る助成対象事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、当該助成事業者に通知するものとする。

(助成金の支払い)

第22条 助成金は、前条の規定により助成金の額を確定した後に支払うものとする。

2 助成事業者が助成金の支払いを受けようとするときは、助成金交付請求書（別記第6号様式）を理事長へ提出するものとする。

(実施結果の状況報告等)

第23条 助成事業者は、助成対象事業が完了（廃止した場合を除く。以下この条において同じ。）した日の属する年度の翌年度から5ヵ年度間、各年度の当該助成事業の成果等の状況等について、対象年度の翌年度4月20日までに、状況等報告書（別記第7号様式）により理事長に報告しなければならない。

(成果の発表等)

第24条 理事長は、助成対象事業で実施した事業の成果について必要があると認めるときは、助成事業者に発表させることができる。

2 理事長は、助成対象事業の内容について、助成事業者名、助成金額、成果等をセンターのホームページ等で公表することができる。

(立入検査等)

第25条 理事長は、この要綱に基づく助成金にかかる予算の執行の適正を期するために必要があるときは、助成事業者に対して報告をさせ、又は当該事務担当者によるその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(財産の処分制限)

第26条 助成事業者等は、助成事業等により取得し又は効用の増加した財産機械及び器具のうち、その取得価格又は効用の増加の合計額が50万円以上の機械及び器具については、理事長の承認を受けずに、助成金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、当該財産の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間）を経過した場合は、この限りでない。

2 助成事業者が前項の規定により理事長の承認を受けて財産を処分したことにより収入があったときは、理事長は、その収入額に本助成事業の助成率を乗じた額を超えない範囲で、交付した助成金の一部を納付させることができる。

(書類、帳簿等の整備及び保存)

第27条 助成事業者は、助成対象事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 前項の帳簿及び証拠書類は、助成対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以降5年間保存しなければならない。

(知的財産権)

第28条 本事業の実施により助成事業者に生じた知的財産権は、原則として助成事業者に帰属するものとする。

2 助成事業者は、助成事業に基づく発明、考案等に関する知的財産権を、助成事業年度又は助成事業年度終了後5年以内に出願若しくは取得した場合、および当該知的財産権を譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、第20条に規定する実績報告書又は第23条に規定する状況等報告書にその旨を記載しなければならない。

(その他)

第29条 この要綱に定めるもののほか、この助成金の交付に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年度分の予算に係る助成金から適用する。

別表（第6条関係）

助成対象事業	助成対象経費		助成金の額
（１）試作開発支援事業 ・主に、自社の県内の事業所で実施する事業であって、医療現場などからのニーズを基にした製品の企画、市場調査及びコンセプト設計にかかる経費を助成する。 ・主に、自社の県内の事業所で実施する事業であって、市場調査、コンセプト設計を完了したものについて、試作（改良試作を含む）、医療現場等からの評価にかかる経費を助成する。	市場調査費	市場調査や波及効果の調査にかかる経費（委託費、謝金、図書資料費等）	助成対象経費の、 1 / 2 以内（1,000 円未満の端数切り捨て） ただし、上限： 1,800 千円
	試作等開発費	試作の開発に必要となる消耗品費、設計及び開発にかかる外注費、大学などへの研究委託費等、試作に必要な機械装置等（1 台当たり 50 万円未満の機械装置に限る。）の整備に要する経費	
	産業財産権出願費	特許権、実用新案権、意匠権等の産業財産権の出願にかかる経費（国内出願に限る。）	
	試作評価費	評価のために専門家に支払われる経費（委託費、謝金等）	
	その他	助成対象事業を遂行するために理事長が適当と認める経費	
（２）製品化支援事業 ・主に、自社の県内の事業所で実施する事業であって、製品化に必要な臨床評価用の設計試作・薬事申請等にかかる経費を助成する。 ※全体計画を示すこととし事業が複数年度にわたる場合は年度ごとに申請すること。	臨床評価用試作等開発費	臨床評価等を行うための試作等の開発に必要となる消耗品費、設計及び開発にかかる外注費、大学などへの研究委託費等、試作に必要な機械装置等（1 台当たり 50 万円未満の機械装置に限る。）の整備に要する経費	助成対象経費の、 1 / 2 以内（1,000 円未満の端数切り捨て） ただし、上限： 10,000 千円
	臨床評価費	評価のために専門家に支払われる経費（委託費、謝金 等）	

	薬事承認 対応費	薬事申請にかかる経費（コンサルタント料、内部監査員養成研修費用、 認証取得等に要する経費）	
	産業財産 権出願費	特許権、実用新案権、意匠権等の産業 財産権の出願にかかる経費 （国内出願に限る。）	
	その他	助成対象事業を遂行するために理事 長が適当と認める経費	
（３）海外販路開拓支援事業 ・主に、自社の県内の事業所で 製造する医療機器、福祉機器、 医薬品・健康食品を対象に、海外 の販路を開拓するための海外で 開催される展示、商談会への出 展にかかる経費を助成する。	展示会出 展費	出展にかかる小間使用料、出展基本 料、小間装飾費、什器備品のリース費 用、輸送費、通訳費等	助成対象経費の、 1 / 2 以内（1,000 円未満の端数切り 捨て） ただし、上限： 1,000 千円
	販売促進 費	展示会出展に際して自社の製品また は技術の PR に係る経費（印刷費、動 画制作費、広告掲載費等）	
	その他	助成対象事業を遂行するために理事 長が適当と認める経費	

（注）助成対象経費は、交付決定日以降で助成対象期間内に発生した上表に掲げる経費とする。

ただし、「事前着手理由書」の提出があり、理事長が「事業の性格上又はやむを得ない理由がある」と理事長が判断した場合は、この限りでない。

（注）公租公課（消費税及び地方消費税を含む。）、関係会社（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第25号に規定するもの）等からの調達にかかる経費、代表者が申請者と同一または親族関係にある事業者等からの調達にかかる経費、共同開発先からの調達にかかる経費（大学・研究機関等への研究委託費を除く）、その他理事長が別に定める経費は、助成対象外とする。その他対象外経費の詳細は別途定める。